

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター  
オーダーメイド開発支援約款

本約款は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）がお客様から受託するオーダーメイド開発支援業務に関する基本的な合意事項を定めるものです。

（オーダーメイド開発支援受託）

第1条 都産技研は、見積書又はオーダーメイド開発支援申込書および承諾書に記載した範囲において、本業務を実施し、その結果を提供します。

（定義）

第2条 本約款において、お客様とは、都産技研に対しオーダーメイド開発支援の申込み、オーダーメイド開発支援に関する相談を行った者を言います。

（利用資格）

第3条 オーダーメイド開発支援は、日本の法務局に登録されている法人、又は日本居住者（日本に居住する日本国籍者、日本に6か月以上継続して居住する日本国籍以外の者）に認めるものとします。

2 前項に定める以外の者であっても都産技研が必要と認める者については、オーダーメイド開発支援を利用できるものとします。

3 第1項に該当する者であっても、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者である者、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力に該当する者（以下「暴力団等」という。）は、申込み及び支援を認めないものとします。

4 お客様は、都産技研の要請があった場合、第1項又は第2項に該当することを確認できる定款等の書類を提出するものとします。

（利用料金）

第3条の2 お客様は「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの料金を定める規程」に基づき利用料金を請求します。

2 お客様には原則として一般料金を請求します。ただし、お客様が次の各号の一に該当する場合は中小企業料金を請求します。

- (1) 中小企業基本法第2条に定める中小企業者（中小企業者）
- (2) 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された法人又は団体並びに中小企業者からなる団体（中小企業団体）
- (3) 理事長が必要と認めたもの
- (4) あらかじめ減免申請があり、減額又は免除について理事長が特に必要と認めたもの

3 前項第3号の「理事長が必要と認めたもの」は、次の各号の一に該当する法人及び事業とします。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に定める公益法人（公益社団法人及び公益財団法人）
- (2) 業務提携等の協定に基づく事業（業務提携事業等）

4 都産技研は第2項第4号の減免申請について、お客様から都産技研の「オーダーメイド開発支援実施要綱」（以下「要綱」という。）所定の様式による減免申請書の提出を受けた後、承認する場合は減免承認書を交付し、承認しない場合は結果通知書を交付します。

（利用料金の計算）

第4条 都産技研が請求する利用料金は、見積書又はオーダーメイド開発支援申込書および承諾書に基づく請求書に記載された金額とします。

2 都産技研が発行した見積書の有効期間は、発行後3か月間とします。ただし、有効期間内に料金改定があった場合は、改めて利用料金を算定するものとします。

（オーダーメイド開発支援の申込み）

第5条 オーダーメイド開発支援を依頼しようとするお客様は、都産技研が指定するオーダーメイド開発支援申込書に開発支援品や開発支援事項等を記入し、署名又は押印の上、都産技研に申込むものとします。

2 料金の支払い（請求書、領収書の宛名名義）又は本約款第12条に定めるオーダーメイド開発支援の成果物（完了書）の宛名名義が申込者と異なる場合は、その旨を記載した委任状をもって申込むことができます。ただし、上三者のうちいずれかが一般料金対象者であれば、利用料金は一般料金を請求します。

（オーダーメイド開発支援内容等の変更）

第6条 お客様は、オーダーメイド開発支援の内容等を変更する場合は、オーダーメイド開発支援の着手前までにその旨を都産技研に通知するものとします。

2 前項に定める実施方法等の変更により利用料金に変更が生じる場合は、お客様は変更後の利用料金を支払うものとします。

（撮影・録音の禁止及び制限）

第6条の2 お客様による都産技研敷地内及び館内での撮影及び録音は、禁止の掲示の有無にかかわらずお断りします。ただし、事前に担当職員の書面によるオーダーメイド開発支援の現場（持込品、開発対象物、開発支援に関わる設備、開発支援状況等）の撮影又は録音の許可を得た範囲内での撮影又は録音は除きます。

2 お客様は、前項ただし書の許可を得る場合、オーダーメイド開発支援申込みの際に受付の担当職員に申し出るものとします。都産技研が撮影又は録音を許可する場合は、オーダーメイド開発支援申込書に撮影又は録音可能な範囲を記載します。

3 前項の許可を超えた撮影及び録音は一切お断りします。また、許可された範囲での撮影又は録音でも、お客様は次の各号を遵守するものとします。

- (1) 安全確保のための職員の指示に従うものとします。
- (2) 職員、施設・設備、他のお客様等周囲へ配慮するものとします。（職員、他のお客様の肖像権等への配慮も含みます。）

4 お客様が第1項又は第3項に違反した場合は、都産技研は、オーダーメイド開発支援を中断・中止する場合があります。お客様には都産技研の指示に従っていただきますのでご了承ください。

5 都産技研は、前項のオーダーメイド開発支援の中断・中止等によりお客様が受ける損害について一切責任を負いません。

6 都産技研敷地内及び館内で撮影された写真、動画、音声等を許可なく第三者に開示又は公にすることを禁止します。

7 都産技研は、本条に違反して撮影及び録音された写真、動画、音声等について、それらを記録・保存した媒体を含めて全て没収し、破棄することができるものとします。また、写真、動画、音声等の一切の利用行為の差し止めを請求することができるものとします。

8 本条の違反により、都産技研又は第三者に生じた損害についてはお客様に請求します。

（契約締結の拒否）

第7条 都産技研は、お客様が次の各号の一に該当することが判明した場合は、当該業務の申込みを承諾しないことができるものとします。ただし、それ以外の場合につき都産技研が承諾の義務を負うものではありません。

(1) お客様が申込みに際して、故意又は過失の有無にかかわらず、他人名義や架空名義の利用、虚偽記載、誤記など事実と異なる記載がある場合又は署名欄に記入漏れがある場合

(2) お客様の開発目的等が国内法令等に抵触するおそれがある場合

なお、次の①から③に定める事項を本号に該当する場合と推定します。

①以下(ア)から(エ)の何れかの技術・製品・データ等の研究・開発・製造等を目的とするおそれのある開発

②以下(ア)から(エ)の何れかの技術・製品・データ等を使用するおそれのある開発

③オーダーメイド開発支援の成果物(本約款12条に定める完了書を含む)が以下(ア)から(エ)の何れかのために用いられるおそれのある開発

(ア) 武器類、銃器類、危険物、毒劇物、化学薬品その他の法令、条例等の規定により所持、携帯、作成することが禁止・制限されている技術・物品・データ等

(イ) 著作権その他の知的財産を侵害している、又は侵害するおそれがあると認められる技術・物品・データ等

(ウ) 公序良俗に反する技術・物品・データ等

(エ) 暴力団等の利益になると認められた、又は利益になるおそれがある技術・物品・データ等

(3) お客様が、オーダーメイド開発支援以外のサービスを含めた都産技研の利用について、都産技研に支払うべき利用料金を滞納している場合又は過去に滞納したことがある場合

(4) お客様が過去にオーダーメイド開発支援以外のサービスを含めた都産技研の利用について、都産技研から中止措置、契約解約、利用停止を受けたことがある場合

(5) 申込み時において、過去3年間、お客様が都産技研の利用申込み(電話、メール、ウェブサイト等による予約も含む)後に、お客様の都合によるキャンセルが3回以上行われていた場合

(6) お客様の持込品等が、美術品など損害保険の対象外であり、お客様から都産技研の求める念書の提出がなされない場合

(7) お客様の持込品等について、都産技研が人体や環境等に悪影響を及ぼすと判断した場合

(8) その他、都産技研がオーダーメイド開発支援の受託を不適切又は不可能と判断した場合

(契約の成立時期)

第8条 オーダーメイド開発支援の受託契約は、第5条に定めるお客様からの申込みに基づき都産技研が申込書に受付印を押印し、オーダーメイド開発支援申込書および承諾書をお客様に交付した日をもって締結されたものとします。

(支払方法)

第9条 お客様は、利用料金の支払条件及び方法について、次条に定める支払期限までに次の各号の一により支払うものとします。

(1) 現金払い

(2) 都産技研が指定するコンビニエンスストアでの払込み

(3) 都産技研が指定するクレジットカードによる支払い

(4) 都産技研が指定する銀行口座への振込み

2 前項に係る手数料等の費用が発生する場合は、原則として

お客様の負担とします。

(支払期限)

第10条 お客様の利用料金の支払期限は、原則としてオーダーメイド開発支援申込書および承諾書の交付日から7営業日以内とします。

2 都産技研は、原則としてお客様からの利用料金の受領を確認した後にオーダーメイド開発支援に着手します。

3 オーダーメイド開発支援の内容の特性により、オーダーメイド開発支援開始日までに利用料金の全額が確定できないと都産技研が判断した場合は、料金確定後に請求します。支払期限は、原則として請求日から2週間以内とします。この場合、オーダーメイド開発支援申込書および承諾書の支払項目に確定払いと記載します。

4 前項の場合、都産技研は、原則としてお客様から利用料金の受領を確認した後に本約款第12条に定める完了書を発行します。

5 公的機関等に限り、後納申請書の提出を認め、それについて都産技研が承認した場合、本約款第12条に定める完了書の交付後の支払期限を定めるものとします。この場合、オーダーメイド開発支援申込書および承諾書の支払項目に後納払いと記載します。

(機密保持)

第11条 都産技研は、お客様から口頭若しくは書面により開示又は提供された物品等及び当該物品等に関する技術情報並びに開発支援の結果、その他オーダーメイド開発支援実施にあたり知り得たお客様の営業上、技術上の情報(以下、総称して「機密情報」という。)について、お客様の書面による事前同意なしには、これらを当該オーダーメイド開発支援以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示又は漏洩をいたしません。但し、次の各号の一に該当する機密情報についてはこの限りではありません。

(1) お客様から機密情報の提供又は開示を受ける前に既に都産技研が所有又は取得していたもの

(2) お客様から機密情報の提供又は開示を受ける前に印刷物等により既に公知となっていたか又は当該提供若しくは開示後、都産技研の責めによらず公知となったもの

(3) お客様から機密情報の提供又は開示を受けた後、都産技研がお客様に対する機密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得していたもの

(4) 法令の要求に基づき開示しなければならないもの

(5) 行政機関、司法機関等の公的機関からの命令・要請・指示等に基づき、必要な範囲に限り通知・通報しなければならないもの

2 前項第4号又は第5号の通知・通報を行ったこと又は行わなかったことにより、お客様に発生する損害について、都産技研は一切責任を負わないものとします。

3 第1項第4号又は第5号の通知・通報を行う際には、次の号の2号を行います。ただし、法令又は公的機関からの要請において、各号の通知等を行わないように求められた場合はこの限りではありません。

(1) 開示要求があった事実及び開示予定内容をお客様に対して通知すること

(2) 適法に開示を要求された部分に限り開示すること

(都産技研の責務)

第12条 都産技研は、善良なる管理者の注意をもって、都産技研の受付印が押印されたオーダーメイド開発支援申込書および承諾書に記載された内容及び方法によりオーダーメイド開発支援を行い、お客様に対し、受託の内容を実施しその終了時に完了書を発行します。

(お客様の責務)

第13条 お客様は、都産技研が指示する方法及び期日等により、オーダーメイド開発支援に必要な材料等をオーダーメイド開発支援業務開始日までに自己の責任と費用により、都産技研に提出するものとします。

2 お客様は、都産技研への提出書類等は原則、日本語で作成しなければならないものとします。ただし、都産技研の承諾を受けたものについてはこの限りではないものとします。

3 お客様は、都産技研からオーダーメイド開発支援に関わるお客様からの提出品等について説明を求められた場合は、これに応じなければならないものとします。

4 お客様は、都産技研がお客様から提出された物品等のみではオーダーメイド開発支援を行うことが困難であると認め、当該業務を行うために必要な追加物品等の提出を請求した場合は、都産技研と協議のうえ定められた期日までにこれを都産技研に提出しなければならないものとします。

5 本条に定めるお客様の提出書類等の虚偽記載・記載不備又は提出の遅延等により生じたオーダーメイド開発支援期間の遅延、開発支援及び完了書の内容の誤り、完了書発行の遅延について都産技研は一切の責任を負いません。

6 お客様は、第6条の2を順守するものとします。

(都産技研の解除権)

第14条 都産技研は次の各号の一に該当する場合は、オーダーメイド開発支援中・オーダーメイド開発支援終了後であっても、その理由を明示のうえ、お客様に書面をもって通知し、直ちに本契約を解除することができるものとします。

(1) お客様が、都産技研に支払うべき利用料金の支払いを遅滞した場合

(2) お客様が、本約款に定める責務を怠った場合、その他お客様の責に帰すべき事由により、オーダーメイド開発支援の継続ができない場合又は完了書を発行できない場合

(3) お客様が、その責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、都産技研が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されない場合

(4) お客様が、オーダーメイド開発支援料金支払いの日から、3か月以内に開発支援に必要な物品等を提出しなかった場合

(5) 前各号のほか、お客様の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが適当でないと都産技研が認める場合

(6) 第7条各号の一に該当することが判明した場合

2 前項に定める契約の解除をする場合、都産技研は、オーダーメイド開発支援料金が既に支払われているときにはこれをお客様に返金せず、また当該料金が未だ支払われていないときはこれの支払いをお客様に請求することができるものとします。

3 第1項に定める契約の解除をする場合、前項に定めるほか、都産技研が受けた損害をお客様に請求することができるものとします。

4 契約の解除にあたり、その理由が国内法令等に抵触する場合、公益通報を行えるものとします。

(オーダーメイド開発支援に関わる物品等の返還、記録の保管)

第15条 都産技研は、オーダーメイド開発支援終了後、すみやかにその返還を条件に提供を受けた物品等をお客様に返還します。返還に要する費用はお客様の負担とします。ただし、物品等の性質により返還できないものは例外とします。

2 都産技研は、別段の定めのない限り、完了書及び完了書の写しを発行後5年間保管します。

(完了書の再発行)

第16条 都産技研は、完了書の再発行は行わないものとしま

す。

(結果の利用)

第17条 都産技研は、お客様がオーダーメイド開発支援の結果を利用することにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

2 都産技研は、オーダーメイド開発支援の結果又はその利用が、いかなる第三者の特許権、実用新案権、著作権、又はその他の知的財産権等を侵害しないことを保証するものではありません。

3 第1項にかかわらず都産技研のオーダーメイド開発支援の方法若しくは結果の内容に重大な誤りかつ、当該誤りについて都産技研に故意又は重大な過失が認められる場合には、都産技研は、お客様と協議のうえ次の各号の一により対応するものとします。ただし、オーダーメイド開発支援実施日における標準的な技術からして予見困難な誤りは重大な誤りには含まれません。

(1) 都産技研の費用負担のもとに当該オーダーメイド開発支援のやり直し

(2) お客様が支払った利用料金の総額を限度額としてお客様が被った損害を賠償

4 前項の請求は、お客様がオーダーメイド開発支援の完了書の発行の日から1年以内に行わなければならないものとします。

(名義使用)

第18条 お客様は、完了書に記載の結果等の利用について都産技研の名義を使用する場合は、事前に所定の様式により申請のうえ都産技研の承諾を得なければならないものとします。名義使用の申請は、完了書発行後1年以内に限りです。

2 前項は、お客様が第三者にオーダーメイド開発支援の結果等の利用を許諾する場合に準用します。お客様は、第三者に前項の義務を遵守させなければならないものとします。

3 都産技研は、無断で又は承諾なく都産技研の名義を使用したお客様に対して、都産技研サービス提供の中止、名義使用の中止、広告等の回収、謝罪広告等の掲載及び損害の賠償を求めることができるものとします。

4 お客様が許諾を与えた第三者が、無断又は承諾なく都産技研の名義を使用した場合、お客様は第三者に代わり、謝罪広告等の掲載及び損害の賠償を行うものとします。

5 名義使用の承認期間は、名義使用承認日から3年以内とします。

(免責)

第19条 都産技研の責めに帰すべき事由により生じたことが明らかな場合を除き、お客様及び第三者のけが等の事故及び損失については、都産技研は一切責任を負わないものとします。また、設備機器、原材料その他の製造業者等に製造物責任法上の責任が生じる場合、修理・保守・校正の役務を提供する者に債務不履行や不法行為、瑕疵担保の責任が生じる場合も、お客様に対し製造物責任法上の責任を含め、都産技研は一切責任を負わないものとします。

(不可抗力)

第20条 都産技研は、天災地変、機器の故障、輸送時の破損などその他の都産技研の責めに帰することができない事由により契約の履行が困難になったときは、お客様にオーダーメイド開発支援の完了書の発行の延期又は契約の解除を求めることができるものとします。

2 前項の場合の利用料金の支払い又は返金については、都産技研が合理的と考える方法によって決定するものとします。

（権利譲渡禁止）

第21条 お客様は、都産技研の書面承諾を得た場合を除き、オーダーメイド開発支援契約に基づく一切の権利・義務を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分をできないものとします。

（約款等の改訂）

第22条 都産技研は、本約款等を随時変更ができるものとします。

2 お客様は、変更した約款等に従うものとします。これに従わない場合は、都産技研は当該オーダーメイド開発支援の受託を解除できるものとします。

（協議）

第23条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項に関する疑義については、両者誠意をもって協議のうえ決定するものとします。

（合意管轄）

第24条 この約款及び個別契約その他オーダーメイド開発支援契約から生じる紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定平成21年6月1日

改定平成22年8月1日

改定平成27年4月1日

改定平成29年4月1日

改定平成29年6月1日

改定平成30年1月1日